

税率 10% 社会に対応する指針

総額表示のほか、チラシや値札で本体価格と税込価格の二重価格表示になっている例が多くみられます。商品の本体価格には当然、間接消費税が含まれており、本体価格に消費税率を乗じた国税でない外消費税の支払を求めるのは「日本国憲法第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」の条規に反するもので、税込価格での支払いを迫り消費者に過重負担を強いる違憲常態が横行しています。

指針 1 は、【適正価格＝税転嫁対象額×（1＋消費税率）】による取引を促して違憲常態を解消し、お金の流れを良くして消費経済を力強くするものです。

表 1 ここで用いる用語の説明

消費税	納税義務者が納付することになる額であって価格に転嫁される間接税
間接税	価格に転嫁されて納税義務者と実際の税負担者とが異なる税をいう
国税	納税義務者を通じて国庫に納付する税金をいう
抛金	適正価格の定着による物価変動を抑えるため取引額に応じて抛金すること
適正価格	適正価格＝税転嫁対象額×（1＋消費税率） この算式で消費税が転嫁される <u>消費税法第63条</u>
	税転嫁対象額＝適正価格÷（1＋消費税率） この算式で税抜になる 事業者による税納付額＝税抜売上に係る消費税－課税仕入れに係る消費税
	価格構成：課税仕入れ額＋非課税諸経費＋粗利＋事業者自らの消費税納付額
税込価格	価格×（1＋消費税率） <u>日本国憲法第30条に適合しない無効な表示</u>

表 2 指針 1 の適用例

税率	類別	製造業者	卸売業者	小売業者	表示すべき	総額表示	過重負担
	税転嫁対象額	50,000	70,000	100,000	適正価格		
8%	適正価額	54,000	75,600	108,000	108,000	116,640	8,640
	転嫁／納付額	4,000	1,600	2,400			
	消費税	4,000	5,600	8,000		16,640	
10%	適正価額	55,000	77,000	110,000	110,000	ここのデータはない	
	転嫁／納付額	5,000	2,000	3,000			
	消費税	5,000	7,000	10,000			

例えば卸売業者の 75,600 円を 1.08 で割れば 70,000 円になり、70,000 円に 1.10 を乗ずれば 77,000 円で 10%の消費税が転嫁された額になり、同様に小売業者の税転嫁対象額 100,000 円に 1.08 を掛ければ 8%の消費税が転嫁された額に、1.10 を掛ければ 10%の消費税が転嫁された適正価格 110,000 円になる

総額表示価格 116,640 円と適正価格 108,000 円に開きがあり、事業者として損をする時は、税転嫁対象額 100,000 円を引き上げて適正価格を調整する工夫ができる。

指針2は、コミュニティに導入する [ECS電子商取引システム](#) で拋金率を消費者支払に適用することである。

表3 指針2適用例：消費者支払額（＝適正価額＋税転嫁対象額×拋金率）

消費税率	税転嫁対象額	拋金率	適正価格	消費者支払額
8%	100,000	8.64%	108,000	116,640
10%	100,000	6.64%	110,000	116,640

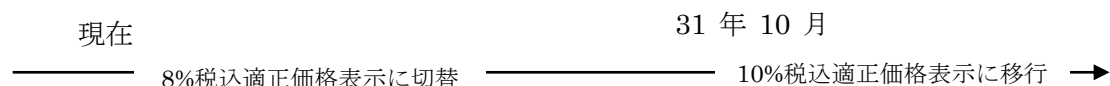
物価安定拋金の説明：

適正価格の定着による消費者物価指数の変動を抑え、地域のソーシャルデザイン促進に必要な財源を確保するため取引ごとに「税転嫁対象額×拋金率」の額を住民が拋金するもので、拋金経理は消費税経理と別勘定であり、拋金率は、表3の例を適用する。

消費税率10%の時拋金率2.64%を財政規律の改善などに充て、4%を地方創生やまちづくりなどに充てるのを目標とするが、拋金するのを望まない消費者に強制できないので拋金拒否を容認するか否かは地域の事情に応じて地域住民が決める。

適正価格表示に切替えるタイミング：

事業者はコミュニティから「適正価格表示の店」の認定を受けて任意のときから「適正価格＋拋金額」を表示することができるので、税率8%時の適正価格表示に改め、次いで消費税率改定時に10%時適正価格表示に移行するとよい。



今から1年間は、価格決定に複雑な手続きを経なければならない事業者にとっても適正価格表示への移行に十分な期間である。

来年9月までに適正価格表示に切替える事業者は過去の消費税過徴収金の返還の免除を受けるため適正価格表示を消費者に謹告し、近隣のコミュニティから「適正価格表示の店」の認定を受けるものとする。

以上、消費税率改定を前にソーシャルデザインを推進する財源を確保して運用するコミュニティを全国各地の自治会とするのが望ましく、地区のコミュニティと拋金率、認定手続きなどにつきコミュニケーションし易い地域の連合会、都道府県単位の連合会にこの「要」の実行を委ねるのが適当である。

平成30年10月23日

ソーシャルデザイン機構
NPOセルフデクル